

第2回議会・行政部会（さいたま市自治基本条例検討委員会）

次 第

平成22年9月27日（月）午後6時45分～
浦和コミュニティセンター第11集会室

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （1）自治基本条例について（各テーマの検討）
 - （2）市民部会との情報交換
- 3 その他
- 4 閉会

【配付資料】

次第

参考資料1 市民から寄せられた意見

市民から寄せられた意見

憲法92条に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」とある。この「地方自治の本旨」には次の二つの面がある。

- ・団体自治...地域のことは地域を治める団体が他の団体からの干渉を受けずに自主的に処理すること
- ・住民自治...これを住民の意思に基づいて行うこと（住民の民主的参加）

市長の意欲は 比較的に以前より評価できるが、今なぜ？というのが率直に思うところである。現行法でも、市長、職員、市民の「信頼感」があればできると思う。逆に、土壌がないのに種を蒔いても無駄と思われる。

（1名の市民からの意見要旨）